

宝塚市立子ども館の指定管理者の指定について

宝塚市立子ども館条例第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり宝塚市立子ども館の指定管理者の指定をしました。

1 指定管理者

- (1) 所在地 宝塚市山手台東 1 丁目 4 番 1 号
- (2) 団体名称 第 6 ブロック子ども館協議会
- (3) 代表者氏名 理事長 河野 明 美

2 指定の期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 12 年（2030 年）3 月 31 日まで

3 指定管理者が行う業務

子ども館条例第 18 条に規定する業務